

会 議 録

1 会議名

平成 30 年度上越市環境政策審議会 第 1 回環境マネジメントシステム部会

2 議題（公開・非公開の別）

1 報告事項

(1) 平成 30 年度環境目標達成状況（第 2 四半期まで）（公開）

(2) 平成 30 年度法規制遵守状況（第 2 四半期まで）（公開）

(3) 平成 30 年度環境目的目標の見直しについて（公開）

2 その他

3 開催日時

平成 30 年 11 月 29 日（木） 午前 11 時 00 分から午前 11 時 50 分まで

4 開催場所

上越文化会館 中会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

委 員：田村 三樹夫、葉葺 久尚、小池 作之、鳴海 榮子

事務局：瀧本環境保全課長、井守副課長、大島環境計画係長、大堀主任

8 発言の内容

(事務局)： 会議の開会を宣言

委員の欠席報告（吉田委員）

(瀧本課長)： （あいさつ）

(1) 平成 30 年度環境目標達成状況（第 2 四半期まで）、(2) 平成 30 年度法規制遵守状況（第 2 四半期まで）及び (3) 平成 30 年度環境目的目標の見直しについて

(事務局)： （資料 1、2、3 に基づき説明）

(田村部会長)： ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(葉葺委員)： 資料の作成方法について。資料 1 の 3 ページに環境目標未達成項目の説明があるが、自然環境保全条例に基づく指定箇所数は、第 1 四半期の目標がないので、「－」ではないか。また、第 2 四半期は順延なので「×」とするのは正しいのか。

(事務局)： 当初、予定していたツアーを実施していないので「×」としている。JMS は今年度が取組の最終年度であり、目標の設定方法も含めて来年度以降どうするかを考えていきたい。

(田村部会長)： 実施スケジュールが遅れているということか。

(事務局)： その通りである。

(田村部会長)： 生活環境課の達成状況を見ると、第 2 四半期で年度目標を達成している。

(事務局)： クリーンセンターが完成し、かなり多くの見学者が来ている。また、現行の見直し要件は「2 期連続して未達成」が要件になる。

(田村部会長)： 見直しをする場合は、仕組みそのものを変えるしかない。また、今年度は水族博物館の来場者数が当初の計画以上であったため、目標設定が難しい。

(事務局)： 水族博物館の来場者数については現在、担当課と指定管理者で環境学習の内容を協議しているため、目標を設定していない。

本日欠席の吉田委員から、配布資料に関する意見等をいただいているため、紹介する。環境目標達成状況においては、大半が目標を達成しているということで、評価をいただいている。風力発電施設については、採算を悪化させてまでメンテナンスをして稼働させる必要がないのではないかという意見と、風力発電施設は当初、再生可能エネルギーのシンボリックな役割があったが、現在は民間企業が採算等を考慮して設置している時代となり、役割を終えているのではないかという意見があった。建設当初の補助金を返納しなくてもよい使用年数が経過した際には、風車自体の老朽化を

考慮して順次停止するか、あるいは故障の少ないものに更新をしたらどうか、というご意見をいただいた。

法規制遵守状況は、3施設において自主基準値不適合があったものの、現時点では再発防止が図られているということで評価をいただいている。残留塩素濃度の自動測定器とレコーダーの設置提案をいただいているので、担当課に情報提供したい。

吉田委員からの意見等は以上である。

(田村部会長)：他に質問や意見はないか。

(葉葺委員)：柿崎区一般廃棄物最終処分場の再発防止策について、こちらも資料の作成方法の話だが、通常採水しない水で検査をしたことが原因と考えられるので「採水後のサンプルに臭気や異常がみられる場合」という表現を記載するのではなく「通常の採水ができない場合」等の表現に変えたほうがよい。異常があること自体がよくない。採水方法の問題である。

大瀉浄化センターの再発防止策も採水方法の問題と考えられるので、そこにも触れてほしい。

(田村部会長)：そもそも自主基準値が厳しすぎるのではないか。

(小池委員)：法規準値は。

(田村部会長)：排水規準値は鉍油類含有量が5mg/L、動植物油脂類含有量が30mg/Lである。自主基準値を変えた方がよいのではないか。

(事務局)：自主基準値は法令違反を防止するために、法基準値よりも厳しい基準を設定しているが、担当課に伝えたい。

(小池委員)：風力発電施設2号機の故障とはどんな故障か。

(事務局)：風車を回す重要な部品が経年劣化しているもの。今後も継続して運転していくのであれば交換するべきだが、多額の費用がかかるため見送っている。

昨年度末に、1号機が発電施設としての運用を停止している。2号機も現状では同様に停止する予定だが、何らかの形で有効活用を希望する民間企業へ譲渡できないか探っている段階。いずれにせよ現状のまま、市としては修繕せず、運用を停止したいと考えている。

(鳴海委員)：耐用年数は何年か。

(事務局)：17年である。1号機は17年間稼働し、平成29年度末で運用停止、発電設備としては廃止している。現在は工作物として建っている。建設から17年が経過する中でメーカーがなくなり、部品も汎用性がなく受注生産である等、難しい事情もあった。現在、国

内で風力発電施設を製造しているメーカーは株式会社日立製作所しかない。国の方針として、風力発電施設のメーカーを育成する、というものがあれば汎用性がある部品を取り入れる等、長期間使用できる可能性があったかもしれない。

(鳴海委員)： 福島県では、海底に風車を立てるというのは無理なので、岩を借りて建設した風車があり、5,000 世帯の電力を賄えると聞いている。

(田村部会長)： 福島県檜葉町沖で浮体式洋上風力発電所を実現するための実証研究が進められている。将来構想が大規模であることに加えて落雷被害が少ないと聞いている。

(鳴海委員)： 当市では何世帯分の電力を賄えるのか。

(事務局)： 平成 29 年度の風力発電施設における発電量は、一般家庭の電気使用量に換算すると 263 世帯分であり、約 116 万 kWh である。しかし、名立の風力発電施設が落雷により 1 年間止まっていたということ、1 号機の部品を交換せずに、4 か月間動かさなかったことにより、通常よりもかなり少ない結果である。順調に稼働すれば、400～500 世帯程度の発電量である。

(田村部会長)： 風力発電施設は落雷に弱い。

(事務局)： 愛知工業大学の教授が落雷観測をしている。名立の風力発電施設が 1 年間停止した際は、大規模の落雷が発生した。

2 その他

(事務局)： (資料により説明)

(田村部会長)： ただいまの説明について、質問や意見はないか。

(葉葺委員)： 省エネ診断を実施した後、平成 31 年度以降に施設の設備改修及び運用改善へ活用するとあるが、全ての施設に国の補助金を用いるのか。

(事務局)： 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業は、平成 28 年度からスタートしており、5 年間限定の事業である。

今年度は、省エネ診断をして施設の設備改修計画を作成する 1 号事業を行うが、募集は今年度が最終年度である。その後は、設備改修に補助が出る 2 号事業が 32 年度まで活用できるので、採択に向け動いている。しかし、2 号事業は他の自治体のモデルになるもの、先進的なもの等他の自治体に水平展開できる内容でなければ採択されない。例えば、設備改修の際に入れ替える設備を、最新の機器にすること、施設の運用やマネジメントの方法が、他

の自治体のモデルになるようなものを採択するという補助金であり、難易度が高い。一方で、環境省の補助事業には、一部改修に対しての補助メニューがあるので、今後活用していきたい。

その他、ESCO 事業という設備改修をすることで省エネにより削減した経費で費用を賄うというものがあり、木田庁舎で取り入れている。

(葉葦委員) : 設備を導入するときは先進的な、ある程度最先端をいくようなものでなければいけないことはわかるが、イニシャルコストが高額になるのではないかと。

(事務局) : 設備導入は財政課と相談を行う。確かに、通常設備改修よりもグレードの高い機器を導入するためイニシャルコストは高額になるが、結果的に高効率の設備が導入できることにより、ランニングコストが削減できる。2号事業の補助金額は上限なしで対象経費の2分の1とかなり高額なので、導入する設備が高額であったとしても、市にメリットがあると考えている。

(葉葦委員) : 汎用性になる事例になるかどうかポイントになるといえるか。

(事務局) : その通りである。直近で改修計画がある施設に対して補助金を活用していきたい。また、設備改修に頼らずとも運用改善により削減できるようなノウハウを、委託事業で検討している。そして、運用改善のノウハウなどは施設管理の所管課に対して研修会を実施し、周知していかねばならないと考えている。「3 推進体制」の右側にある「JMS によるマネジメントにより温室効果ガス削減目標達成」の項目に関して、直接的削減に関与する課の取組が書いてあるが、エネルギー使用量のマネジメントが弱いという点があり、来年度以降は JMS でこの部分に取り組んでいかねばならないため、補助事業を活用しながら JMS の見直しに取り組んでいるところである。

(田村部会長) : 11月7日から行っているモデル施設の省エネ診断は、先程3施設まで絞り込まれるという話だったが、省エネ法の管理対象施設か。

(事務局) : その通りである。

(田村部会長) : データがあるのだからまとめやすいのではないかと。

(事務局) : 委託業者からは、当市のデータがとてもよく整理されているという評価をいただいている。

また、平成25年度から同29年度までのデータを委託事業者に提出し、設備改修予定のある施設に対して、補助金の対象である

電気、空調、給湯設備を入れることができ、補助金の採択を受けながら改修できる施設を選定しているところである。

(田村部会長)：平成25年の実績に対して平成42年で40%削減というのは国際的に約束しているため、取り組まざるを得ない。ベースになるデータを持っているのであれば、分析をしやすいのではないか。

(事務局)：データはこれまでもあったが、分析が思うようにできなかった。現在は、補助事業を活用して分析・検討している段階である。また、1号事業の補助金は上限が1,000万円。2号事業の補助金は上限が無制限、2分の1補助であり、設備改修の予定がある施設を対象に検討している。

(田村部会長)：調査費用に対する補助メニューは多いと感じる。

(事務局)：CO2ポテンシャル診断等の調査費用は全額補助をいただけるメニューが出ているが、設備導入関連の補助は3分の1程度で条件が厳しいものが多い。

(田村部会長)：環境省の補助事業を活用し、各自治体の見本となるモデル施設を選定していただきたい。

9 問い合わせ先

自治・市民環境部環境保全課環境計画係 TEL：025-526-3496

E-mail：kankyo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料をご覧ください。